

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資・補助制度をご利用ください

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種融資や補助を行っています。

小 口 融 資 制 度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対 象 市内で1年以上引き続き同一事業を営む、従業員20人以下の事業所(商業・サービス業については、5人以下)

融 資 額 1,250万円以内

資金使途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 96カ月以内

利 率 年0.8% (ほかに保証料0.5%~2.2%が必要です) ※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります。

申 市内の銀行・信用金庫の各支店
または市役所産業振興課

勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るため、東海労働金庫と提携している融資制度です。

対 象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方(返済期日満了時に満75歳以下の方)

①住宅資金融資制度

内 容 1世帯1物件で、2,000万円以内(返済は35年以内) ※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、状況によって本制度を利用できないことがあります。

②生活安定資金制度

内 容 1世帯200万円以内(返済は15年以内) ※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

申・問 東海労働金庫可児支店 (☎0120-60-8623)

各 種 補 助 制 度

■小口融資等信用保証料助成制度

対 象 各小口融資制度(市小口、県小口、全国小口)を利用した方

助 成 額 融資実行の際に支払った信用保証料の全額(100円未満は切り捨て)

■小規模事業者経営改善資金(マル経)利子補給制度

対 象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

補 助 額 約定利息の1回目から12回目までに支払った利子の全額(100円未満は切り捨て)

■ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造や、ベンチャー企業の育成を推進する制度です。

対 象 県融資制度(創業支援資金または産業活性化資金のうち一定の要件に該当するもの)を利用した方

補 助 額 融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、1事業者200万円を限度とします。

その他、市内で新しく事業を始める方に対しての家賃補助や、店舗を貸し出した方への補助制度があります。

問 産業振興課 (内線236)

合同企業説明会を開催します

ハローワーク多治見管内の事業所が企業説明会を開催します。事前予約や履歴書は不要で入退場も自由です。気軽にお越しください。

日 時 9月26日(月) 午後1時~4時(午後0時30分受付開始)

場 所 セラトピア土岐

入 場 料 無料

対 象 者 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校新規卒業予定者、一般求職者

参加企業 40社(予定)



問 東濃可児雇用開発協会 (☎☎0111)、産業振興課 (内線235)